

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内のホテル・旅館を営む事業者を支援します

常陸太田市ホテル・旅館事業継続応援支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大により、
経営に影響を受けている市内に事業所
を有するホテル・旅館

1 事業者当たり、1 回限り

20万円を支給します

支援金の対象となる事業者

以下の条件すべてを満たす事業者

- ① 市内に事業所を有するホテル・旅館を営む事業者であること
- ② 令和2年4月1日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ③ 令和2年1月から令和2年12月の間に、前年同月比で収入が50%以上減少した月があること
- ④ 市税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと

支援金の額

1 事業者当たり、20万円を支給します

※1 事業者につき1 回限り

※同一の事業者が複数のホテル・旅館を運営しているときは、1 事業者として取り扱います

受付期間

令和3年2月26日（金）必着

申請時に必要な書類

- ① 常陸太田市ホテル・旅館事業継続応援支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）
 - ② 旅館業法による営業許可証の写し
 - ③ 営業の実態が確認できる書類の写し（法人の場合は直近の決算報告書の写し等、個人の場合は前年の確定申告書の写し等）
 - ④ 前年同月比で収入が50%以上減少していることを証する書類
（例：前年分は確定申告書の写し等、今年分は売上台帳の写し等）
 - ⑤ その他、市長が必要と認める書類
- ※ 常陸太田市商工会の会員は②～④の書類について、常陸太田市商工会が発行する証明書をもって代替することが出来るものとする。

【申請及びお問い合わせ先】常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課

住所 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

電話 0294-72-3111 内線 621・622

Mail yuchi@city.hitachiota.lg.jp